第２次西脇市環境基本計画（改定版）

1　計画の基本的事項

1　計画の策定・見直しの背景

西脇市環境基本計画は、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現を目標に、市の環境施策の指針として、平成23（2011）年度に策定し、令和３（2021）年度に第２次計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

令和７（2025）年度に計画策定から５年目を迎えたこと、併せて、近年、ＳＤＧｓなどの社会への浸透、地球温暖化に起因する気候変動の深刻化や国全体のカーボンニュートラルの推進、生物多様性の損失等に対して新たな目標設定があったことから、計画の中間見直しを行いました。

また、社会経済情勢等の変化に適切に対応するため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び気候変動適応計画を本計画に組み込みました。

2　計画の位置付け

本計画は、西脇市の環境をまもる条例第28条の規定に基づき策定するものです。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」を包含した計画として位置付けます。

3　計画の期間

本計画の期間は、令和３（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間であり、中間年度である令和７（2025）年度に見直しを行いました。

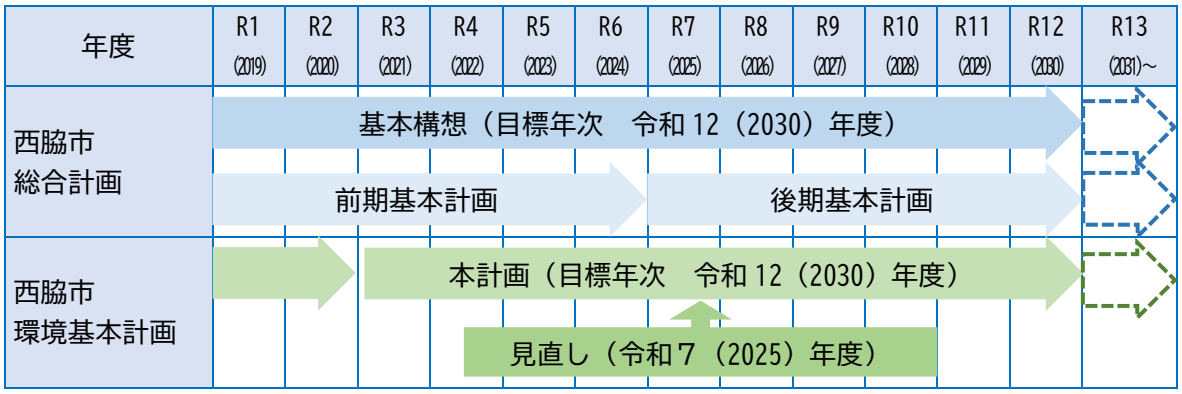

4　計画の推進主体と役割

市民、事業者、市が自分ごととして、それぞれが計画の実現に取り組むことが重要です。

市民	定義	西脇市内に居住する者、働く者、学ぶ者及び利害関係を有するもの
	役割	環境への負荷が少ない生活様式を積極的に取り入れる。 ほか
事業者	定義	西脇市内で事業を営むもの
	役割	環境への負荷が少ない事業活動を積極的に推進する。 ほか
市	定義	西脇市（必要に応じて、西脇多可行政事務組合等、市に関わる行政機関を含む。）
	役割	良好な環境の確保に関する施策を策定し、これを実施する。 ほか

5　計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、西脇市全域とします。

ただし、市域を越えて広域的に取り組む必要があること（大気、水、森林をはじめ地球環境に関わる問題など）については、関係自治体、兵庫県及び国と連携して取り組んでいきます。

6　計画の対象範囲

本計画が対象とする範囲は、次のとおりです。

分野	環境要素	分野	環境要素
安全	大気、水質、騒音、振動、悪臭、交通、緑化、防災　ほか	気候変動	地球温暖化の防止、気候変動への適応、再生可能エネルギー、省エネルギー　ほか
資源循環	ごみの減量、資源の再使用・再生利用、廃棄物等の適正処分　ほか	環境・経済好循環	環境ビジネスの創出、雇用創出、地産地消、環境観光産業　ほか
生物多様性	動植物の生態系、農地、里山、森林、川、ため池　ほか	人材育成	環境教育・環境学習、環境保全活動　ほか

2　環境の現状と課題

1　社会動向

1）国内外の主要な社会情勢

(1)　ＳＤＧｓの考え方が浸透し、本市もＳＤＧｓ未来都市として取組を推進しています。

(2)　気候変動による影響が深刻化し、対応が迫られています。

2）国の動向

(1)　令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが表明されました。

(2)　サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を国家戦略として位置付け、その達成に向けた方向性が示されました。

(3)　令和12（2030）年までに、陸と海の30％以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」など、ネイチャーポジティブ（自然再興）の達成に向けた方向性が示されました。

3）県の動向

(1)　「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をゴールとし、令和12（2030）年度、48％削減（平成25（2013）年度比）の達成に向け取り組みを進めています。

(2)　再生可能エネルギーによる発電量の導入目標（令和12（2030）年度）を100億kWh、再エネ比率約30％相当の水準を目指しています。

2　計画の進捗状況

1）基本目標１　安全

・　大気や水質の状況、環境に関する苦情件数など、生活環境の保全についての指標は良好です。

2）基本目標２　資源循環

・　ごみ排出量や資源化率などについては横ばい、生活系ごみ排出量は減少しているものの、事業系ごみ排出量が増加しています。

3）基本目標３　生物多様性

・　森林整備面積は目標以上の整備水準を維持しており、西脇ファーマー認定数も増加しています。

4）基本目標４　気候変動

・　温室効果ガスの排出量は、基準年度となる平成25（2013）年度と比べて31.4％削減しています。

5）基本目標５　環境・経済好循環

・　醸造事業者や大手飲料メーカーなど、本市の自然を生かして企業立地を推進しています。

6）基本目標６　人材育成

・　人材育成に関する指標は横ばいで、人材育成を目指した活動の活性化が必要です。

3　望ましい環境像

1　望ましい環境像

森・水・人　未来織りなす

自立・循環のまち　にしわき

2　環境像の実現に向けた施策体系

環境像	基本目標	施策の内容
森・水・人　未来織りなす　自立・循環のまち　にしわき	**基本目標１＜安全＞** 安全で健全かつ快適な環境のまちづくり	⑴良好な地域環境（大気・水質・土壌など）の継承 ⑵快適な生活環境の保全
	基本目標２＜資源循環＞ 環境への負荷が少ない循環型のまちづくり	⑴３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 ⑵廃棄物の適正処理の推進
	基本目標３＜生物多様性＞ 水、緑、生物等の多様な生態系を育むまちづくり	⑴生物多様性の保全 ⑵自然の活用と創出
	基本目標４＜気候変動＞ 気候変動への適応及び脱炭素化社会形成に貢献するまちづくり	⑴地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進 ⑵気候変動適応計画の推進
	基本目標５＜環境・経済好循環＞ 環境を守り育てる仕組みを育むまちづくり	⑴環境と産業の融合促進
	基本目標６＜人材育成＞ 環境の保全と創造に貢献する担い手を育むまちづくり	⑴環境に関する学習・啓発の推進 ⑵　環境保全活動の促進

4　目標別の具体的施策の展開

基本目標１〈安全〉　安全で健全かつ快適な環境のまちづくり

大気、水質などの状況を引き続き監視し、公害発生の未然防止に努め、苦情等については迅速かつ適切に指導を行います。また、情報収集・提供に努め、市民がより快適に健康で安全な暮らしができるようにします。

【環境指標】

＜目標値を設定する指標＞

項目	目標値
大気に関する環境測定データ （二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）	環境基準以下
公共用水域水質（ＢＯＤ年平均値）	環境基準以下

＜経年変化を把握する指標＞

分野別苦情件数（騒音・振動・悪臭・不法投棄・野外焼却等）

【施策】

⑴　良好な地域環境（大気・水質・土壌など）の継承

①　大気･水質･土壌などのモニタリング･保全
②　発生源(大気･水質･土壌汚染･騒音･振動)への指導･監視
③　化学物質対策や新たな環境リスク対策の実施
④　より良い地域環境形成のための取組の実施

⑵　快適な生活環境の保全

①　環境衛生美化や不法投棄･野外焼却対策の推進
②　空き家･空き地の適正管理の指導
③　魅力的で健全な都市景観形成の推進

【市民・事業者の取組】

＜市民＞

- 廃棄物の野外焼却は行いません。また、例外規定により認められた焼却行為であっても周辺に十分配慮して行います。
- 廃棄物の不法投棄は絶対にしない･させないとともに、情報提供や監視に努め、地域での撲滅活動にも取り組みます。

など

＜事業者＞

- 関係法令に基づく届出や規制基準、環境基準を遵守します。
- 事業所周辺の清掃に努めるとともに、地域での清掃活動に協力します。
- 事業用車両の更新時には、低公害車を購入するようにします。

など

写真　道路でのアドプト活動
（資料：「ひょうごアドプト活動のすすめ」兵庫県）

基本目標２〈資源循環〉　環境への負荷が少ない循環型のまちづくり

廃棄物の発生・排出の抑制を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルや社会経済活動から廃棄物を出さない体制づくりを推進するとともに、これまで廃棄物として処理していたものの資源化による有効活用を推進し、資源化ができないものについては、適正処理をすることにより環境へ負荷を与えないようにします。

また、発生する新たな課題と向き合い、市民、事業者、市が連携を図り、循環型社会の形成に向けて取り組みます。

【環境指標】

＜目標値を設定する指標＞

項　目	単位	目標値※		
		基準値（平成27（2015）年度）	実績値（令和６（2024）年度）	目標値（令和11（2029）年度）
１人１日当たりごみ排出量（集団回収除く）	g/人日	696	750（7.8%増）	693（0.4%減）
資源化率	%	19.7	18.5（1.2ﾎﾟｲﾝﾄ減）	38（18.3ﾎﾟｲﾝﾄ増）
１人１日当たり燃やすごみ量	g/人日	628	701（11.6%増）	594（5.4%減）
最終処分量	t/年	1,204	1,095（9.1%減）	801（33.5%減）

※　西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における設定値（令和５（2023）年10月改定）

＜経年変化を把握する指標＞

１人１日当たり生活系ごみ排出量（集団回収除く）（g／人日）
１人１日当たり事業系ごみ排出量（g／人日）

【施策】

⑴　３R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- ①　ごみの発生･排出抑制の推進(リデュース)
- ②　再使用の推進(リユース)
- ③　資源化の推進(リサイクル)
- ④　新たな課題への対応

⑵　廃棄物の適正処理の推進
- ①　ごみ収集･処理体制の充実
- ②　災害廃棄物対策
- ③　新たなごみ処理施設の整備

写真　令和８(2026)年度から稼働予定の新ごみ処理施設（西脇市）

【市民・事業者の取組】

＜市民＞
- ごみ出しルールを守り、ごみの分別により適切な資源化を推進します。
- 生ごみ「三きり運動」の実践により、家庭から出る生ごみを減らします。
- 買い物の際に、環境のことを大切に考えて商品や店を選ぶ消費者を目指します。

など

＜事業者＞
- ごみの分別によりごみの減量や資源化に取り組みます。
- ゼロ･エミッションや拡大生産者責任への取組など、環境への負荷低減に努めた製品製造や処理などの事業活動を行います。

など

基本目標３〈生物多様性〉　水、緑、生物等の多様な生態系を育むまちづくり

様々な動植物の生息や生育環境を保全・再生し守り育てていくことにより、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、人と自然が共生し、そこから得られる恵みを持続的に得ることができるようにします。また、生態系を育む担い手の育成に努めます。

【環境指標】

＜目標値を設定する指標＞

項　目	目標値
森林整備面積（除間伐・造林等）	年間10ha

＜経年変化を把握する指標＞

本市における貴重な自然環境（重要な生態系）の選定数 （兵庫県版レッドリストによる植物群落／単一群落、重要な生態系、自然景観）
西脇ファーマー認定数（累計）
緑化活動に取り組むグループ数（累計）

【施策】

⑴　生物多様性の保全
- ①　生物の生育･生息環境の保全･再生
- ②　外来生物対策の推進
- ③　生物多様性の理解促進･担い手の育成

⑵　自然の活用と創出
- ①　田園地域･里山の保全と活用
- ②　森林の保全と活用
- ③　水辺環境の保全と活用
- ④　まちの緑化の推進

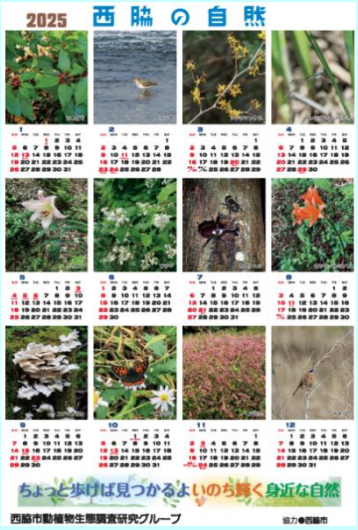

写真　西脇の自然カレンダー
（出典：西脇市動植物生態調査研究グループ）

【市民・事業者の取組】

＜市民＞
- 外来種のペットは、本能や習性をよく理解し、愛情を持って最後まで飼育します。
- 動植物をむやみに捕獲、採取したりしないようにします。
- 農業･森林ボランティアへの参加や活動支援を行うとともに、地域農産物や木材を活用します。
- 西脇ファーマー等の頑張っている農業者を作物の買い支えや、地域産木材の活用により応援します。
- 花づくり活動などの緑化ボランティアに参加します。

など

＜事業者＞
- 開発などを行う場合は、地域の希少動植物の生息や生育状況の把握に努め、生態系に配慮するとともに、調査に対して協力します。
- 市民の動植物の保護活動に協力します。
- 循環型農業に取り組みます。
- 農業･森林ボランティアへの参加や活動支援を行うとともに、地域農作物や木材を活用します。
- 事業所の建物や敷地などにおける屋上緑化、壁面緑化及び植樹帯の整備に努め、適正な管理を行います。

など

基本目標４〈気候変動〉　気候変動への適応及び脱炭素化社会形成に貢献するまちづくり

新たなライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進や、市民、事業者への再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギーの推進、また、気候変動の影響への適応を進めるなど、低炭素化に取り組みながら、脱炭素社会形成に貢献するまちづくりを推進します。

【環境指標】

＜目標値を設定する指標＞

項　目	目標値
温室効果ガス排出量（総量）	兵庫県の目標水準レベル（令和12（2030）年／平成25（2013）年度比48％削減）
再生可能エネルギー	令和12（2030）年度までに約 70,000MWh導入

＜経年変化を把握する指標＞

温室効果ガス排出量（部門別・原単位当たり）

【施策及び市民・事業者の取組】

施策及び市民・事業者の取組については、第５章　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び気候変動適応計画に記載しています。

基本目標５〈環境・経済好循環〉　環境を守り育てる仕組みを育むまちづくり

環境を守り育てる仕組みや経済活動が地域に浸透していくように、国や県等の情報を収集するとともに、市内の事業者の取組を把握し、市民へ積極的に情報発信を行います。

【環境指標】

＜目標値を設定する指標＞

設定なし

＜経年変化を把握する指標＞

エコツーリズム・グリーンツーリズムのメニュー数（件／年）
環境マネジメントシステム認証取得事業所数（累計）

【施策】

(1)　環境と産業の融合促進

①　環境と農商工の連携

②　地域資源を生かした産業の創出

【市民・事業者の取組】

＜市民＞

- 西脇ファーマー等の頑張っている農業者を支えるために、地元産の農産物を積極的に購入し地産地消に努めます。
- 環境負荷の軽減に努力している事業者を応援します。

など

＜事業者＞

- 安全、安心な農産物や製品を作ります。
- 環境負荷の少ない、再生資源素材を使用した製品づくりに努めます。
- 市民の雇用創出等により地域住民との良好な関係構築に努めます。

など

基本目標６〈人材育成〉　環境の保全と創造に貢献する担い手を育むまちづくり

地域環境や環境課題への関心を育むため、学習の機会の創出や普及啓発を進め、地域環境の担い手の発掘・育成を図り、市民や事業者が行う環境活動を支援します。

【環境指標】

＜目標値を設定する指標＞

項目	目標値
環境教育・環境学習の提供回数（回／年）	前年度より増加（累計値）
環境教育・環境学習を受けた人数（人／年）	前年度より増加（累計値）

＜経年変化を把握する指標＞

設定なし

【施策】

⑴　環境に関する学習・啓発の推進

①　地域環境への関心の醸成
（環境教育･環境学習／郷土教育の推進）

②　環境教育･学習の体制整備

③　市内の環境情報の収集･発信

⑵　環境保全活動の促進

①　市民･事業者の環境保全･創造活動の支援

②　地域コミュニティにおける環境活動の推進と支援

③　環境保全･創造活動の担い手育成

写真　環境省認定自然共生サイト
～サントリー天然水の森 ひょうご
西脇門柳山の活動（西脇市）

【市民・事業者の取組】

＜市民＞

- 歴史的･文化的資源を大切にし、後世に引き継いでいきます。
- 食育･食農教育など、環境教育･環境学習に関する場に積極的に参加します。
- 環境イベントへ積極的に参加し、協力します。
- 日々の暮らしの中で、環境に関する話合いに努めます。
- 地域でのまちづくり活動の一環として森林ボランティア、クリーン作戦及び緑化活動等の環境保全活動に積極的に取り組み、常に環境に配慮した行動を心掛けます。
- 事業者や市などとも連携して環境保全に取り組みます。

など

＜事業者＞

- 食育･食農教育など、環境教育･環境学習に関する場の提供に努めます。
- 環境保全の取組についての情報公開を行います。
- 従業員の環境保全に対する意識の高揚に向け、環境学習会や環境イベントへの参加を促進し、職場学習を推進します。
- 地域での環境保全活動へ積極的に参加します。
- 市民や市などとも連携して環境保全に取り組みます。
- 市民の工場見学の受入れなど、可能な限り企業活動の理解増進に努めます。

など

5　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び気候変動適応計画

1　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「西脇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第２項の規定に基づく計画です。また「西脇市環境基本計画」の地球温暖化対策分野の個別計画であり、そのほかの個別計画との整合を図ります。

本実行計画は、市域の温室効果ガスの排出抑制に向け、市を取り巻く環境や社会の状況、地域特性などを踏まえ、市民、事業者、市などの各主体が一体となって取組を推進していくことを目的とします。

計画期間と目標年度	令和８（2026）年度から令和12（2030）年度までの５年間 なお、基準年度は平成25（2013）年度とする。
対象とする部門	産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素(CO_2)

●削減目標　本市における温室効果ガス排出量の削減目標を以下の通り定めます。

令和 12（2030）年度までに、平成 25（2013）年度比で
温室効果ガス排出量 48%削減

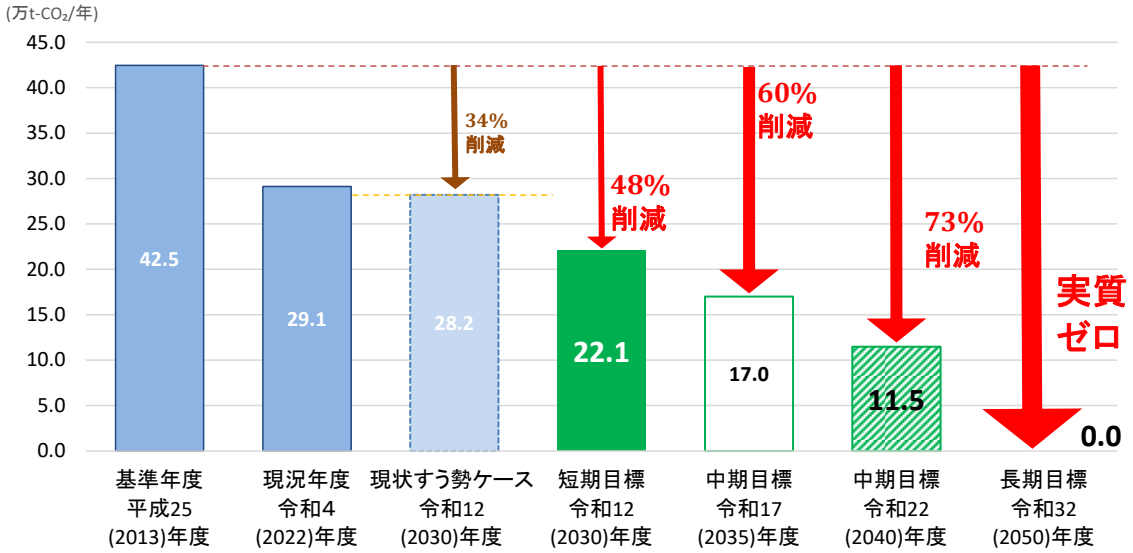

図　温室効果ガスの削減目標

表　短期目標（令和12(2030)年度）温室効果ガス削減の部門別目標

	基準年度 平成 25 (2013)年度	現況年度 令和４(2022) 年度	目標とする排出量 令和 12(2030)年度	
	万ｔ-CO_2	万ｔ-CO_2	万ｔ-CO_2	基準年度比
産業部門	20.6	13.0	11.3	△45%
業務その他部門	6.8	4.2	3.1	△54%
家庭部門	5.3	3.6	1.9	△64%
運輸部門	9.4	8.0	5.7	△39%
廃棄物分野	0.4	0.3	0.1	△70%
合計	42.5	29.1	22.1	△48%

●再生可能エネルギーの導入目標

太陽光発電を中心とした導入を前提とし、太陽光発電設備の新規設置を拡大していくとともに、卒ＦＩＴ電力の活用を同時に進め、2030年度に70,000MWhの再生可能エネルギーの導入を目指します。

表　再生可能エネルギーの導入目標

短期目標 令和 12（2030）年度	中長期目標 令和 12（2030）年度以降
約 70,000MWh （太陽光発電:約 53MW）	技術革新を踏まえた最大限の導入と 卒ＦＩＴ電力の市内活用

※国の令和 12(2030)年度における再生可能エネルギーによる発電電力量を、本市／全国の電力消費量で按分して算出

【施策】

①再生可能エネルギーの活用
（ア）再生可能エネルギーの調達
（イ）再生可能エネルギー設備の導入促進

②省エネルギーの推進
（ア）環境配慮型建築物の普及促進
（イ）高効率な省エネルギー性能の高い機器の導入促進
（ウ）エネルギー管理の徹底
（エ）ライフスタイル･ビジネススタイルの転換

写真 営農型太陽光発電（農林水産省）

③低炭素なまちづくりの推進
（ア）コンパクト･プラス･ネットワークと脱炭素の推進
（イ）公共交通サービスの利便性の向上
（ウ）次世代自動車の普及促進
（エ）エコドライブの推進
（オ）地産地消の推進

スマートウエルネスシティのイメージ図
（ＳＷＣ首長研究会）

④環境への負荷が少ない循環型のまちづくり
（ア）3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
（イ）廃棄物の適正処理の推進

⑤環境の保全と創造に貢献する担い手を育むまちづくり
（ア）地域環境への関心の醸成(環境教育･環境学習/郷土教育の推進)
（イ）環境保全活動の促進

【市民・事業者の取組】

＜市民＞
- 住宅を新築する際には、エネルギー効率の高い構造や資材を選びます。
- 窓を二重サッシにリフォームするなど住宅の断熱化に努めます。
- 節水や省エネ対策に努めます。
- 自動車の利用時は、アイドリングストップやエコドライブに努めます。
- 地球環境問題や気候変動影響に関する知識習得を積極的に行います。

など

＜事業者＞
- 事業所等の新築や改修の際には省エネ基準の適合に努めます。
- 建築物の断熱化を進めます。
- 設備や機器の導入･更新の際には、高効率な省エネ機器を導入します。
- 兵庫県が実施する事業者向けの省エネ診断を受け、設備や機器の運用改善や計画的な設備更新に努めます。
- 次世代自動車の導入を検討します。

など

2　気候変動適応計画

「西脇市気候変動適応計画」は、気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計です。

既に起こりつつある気候変動によるリスクに対して、人の行動や社会、経済の仕組みを適応させ、悪影響をできるだけ小さくするための取組を推進することを目的とします。

計画期間	令和12（2030）年度まで、必要に応じて見直し

■主な適応策

分野	市の適応策
水環境･水資源、自然生態系	公共用水域(河川)の継続的な水質測定調査を実施、節水型ライフスタイルの普及啓発、ナラ枯れ等の被害に対する森林の適正な保全と管理　など
農業･畜産業、森林･林業	「山田錦移植日マップ」を活用した最適な作付け、家畜の暑熱対策の推進、自然災害に強い施設とするための補強対策の取組を支援、森林の多面的機能の維持･向上　など
自然災害	農業用ため池･用水路等の改修や補修、洪水や浸水被害の危険性を周知する、防災マップを市民に提供、自主防災組織の活動を支援　など
健康	熱中症対策について、市のホームページや広報紙などで注意喚起と情報発信、有害大気汚染物質の現状把握のためのモニタリング調査の実施　など
産業･経済活動	市内事業者の事業継続計画(BCP)策定に向けた啓発･策定支援、災害時や救急時の旅行者向けの適切な観光地情報や交通アクセス情報の提供　など
都市環境･市民生活	再生可能エネルギーを活用した自立･分散型エネルギーの導入の促進、避難所の機能強化･安全確保、地域コミュニティの活性化　など

■市民・事業者の取組

気候変動の影響は多岐に及ぶため、市民・事業者が行う適応の取組は、暮らし方や事業の内容などにより大きく異なります。

よって、市民・事業者は気候変動の影響について幅広く関心を持ち、自主的に取り組んでいただくことが大切です。

市は、県や関係団体等と連携して、気候変動による影響と適応についての普及啓発に努めるとともに、市民・事業者の適応の取組を支援します。

表　西脇市における気候変動への適応の取組例

分野	適応の取組例	市民	事業者
共通	・気候変動への適応の重要性に対する関心と理解を深める。 ・行政などが実施する適応策に関する情報に関心を持ち、勉強会などの機会があれば、積極的に参加する。 	○ ○	○ ○
水環境・水資源、自然生態系	・日頃から節水に取り組む。 ・雨水利用設備を導入する。 ・地域の生物多様性に関心を持つ。 ・森林の適正な保全と管理に関する取組に積極的に参加する。 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

分野	適応の取組例	市民	事業者
農業・畜産業	・地球温暖化への対応など環境に配慮・適応した農業・畜産業などに関心を持ち、勉強会等の機会があれば参加する。 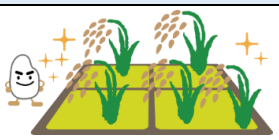		○
森林・林業	・森林の多面的機能の維持・向上と適正管理の推進に協力・参加する。	○	○
自然災害	・自宅や生活圏の洪水や浸水被害の危険性を知るため、防災マップを確認し、もしもの時の避難経路を身近な人と話し合い、自然災害に備える。	○	○
	・日頃から気象情報や避難情報に関心を持ち、地域の防災活動に参加する。	○	○
健康	・こまめな水分補給や塩分補給など熱中症予防対策をする。	○	○
	・建物の断熱性能を向上し、適切に冷房を使用する。　など	○	○
産業・経済活動	・事業活動を円滑に実施するため、事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動に即した適応を促進する。　など		○
都市環境・市民生活	・再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーを導入する。	○	○
	・災害時の電力供給のために、電気自動車を導入する。	○	
	・日頃からごみの減量・資源化を推進する。	○	○

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

本計画を効果的かつ効率的に推進していくためには、市民、事業者、市が連携、協働して取り組んでいく必要があります。

①　西脇市役所地球温暖化対策本部　－庁内の推進体制－

庁内における本計画の推進組織として、関係部局で構成する西脇市役所地球温暖化対策本部を設置し、計画の進捗状況を点検しながら環境に配慮した施策を進めます。

②　西脇市環境審議会　－専門的な立場による審議・提言組織－

環境審議会は、計画の策定や変更、計画の推進について審議し、市は、審議会からの答申や提言を受けてその反映に努めます。

２　計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、各部局における各種施策の実施状況について、定期的な把握と点検を行う進行管理が必要となります。本市の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、ＰＤＣＡ「計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Act）」を繰り返すことによって行います。

第２次西脇市環境基本計画（改定版）
【発　行】令和７（2025）年●月【発行者】西脇市【編　集】西脇市くらし安心部環境課